別表六の二（二十四）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表六の二（二十四）付表において同じ。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成29年旧措置法」という。）第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成29年旧措置法第68条の11第４項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成28年旧措置法」という。）第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成28年旧措置法第68条の15の６第７項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（二十四）　法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

調整前連結税額超過額の計算

各連結法人の当期税額控除可能額の合計額（6の合計）	1	円	法人税の額から控除される特別控除額（(1)と(3)のうち少ない金額）	4	円
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	2		調整前連結税額超過額 (1)－(4)	5	
当期税額基準額 (2)×90/100	3				

調整前連結税額超過構成額の明細

措法第68条の15の７第１項各号の該当号等			当期税額控除可能額 6	調整前連結税額超過構成額 7
第１号	当期分	①	別表六の二(三)「20」 円	円
第２号	当期分	②	別表六の二(四)「16」	
第３号	当期分	③	別表六の二(五)「10」	
第４号	当期分	④	別表六の二(六)「19」	
第５号	前期繰越分計	⑤	別表六の二(二十四)付表「1の③」	別表六の二(二十四)付表「2の③」
	当期分	⑥	別表六の二(八)「25」	
第６号（平成29年改正前の第６号）	前期繰越分計	⑦	別表六の二(二十四)付表「1の⑥」	別表六の二(二十四)付表「2の⑥」
	当期分	⑧	別表六の二(九)「35」	
		⑨	別表六の二(九)「39」	
第７号	前期繰越分計	⑩	別表六の二(二十四)付表「1の⑪」	別表六の二(二十四)付表「2の⑪」
	当期分	⑪	別表六の二(十)「26」	
第８号	当期分	⑫	別表六の二(十二)「16」	
第９号	当期分	⑬	別表六の二(十三)「16」	
第９号の２	当期分	⑭	別表六の二(十四)「16」	
第10号	当期分	⑮	別表六の二(十五)「16」	
第11号	当期分	⑯	別表六の二(十六)「12」	
		⑰	別表六の二(十六)「30」	
		⑱	別表六の二(十六)「36」	
第12号	当期分	⑲	別表六の二(十七)「25」	
第13号	前期繰越分計	⑳	別表六の二(二十四)付表「1の⑭」	別表六の二(二十四)付表「2の⑭」
	当期分	㉑	別表六の二(十八)「25」	
第14号	前期繰越分計	㉒	別表六の二(二十四)付表「1の⑰」	別表六の二(二十四)付表「2の⑰」
	当期分	㉓	別表六の二(十九)「26」	
第15号	当期分	㉔	別表六の二(二十)「20」	
第16号	前期繰越分計	㉕	別表六の二(二十四)付表「1の㉒」	別表六の二(二十四)付表「2の㉒」
平成28年改正前の第14号	当期分	㉖	別表六の二(二十一)「20」	
震災特例法第25条の２第２項若しくは第３項、第25条の２の２第２項若しくは第３項又は第25条の２の３第２項若しくは第３項	前期繰越分計	㉗	別表六の二(二十四)付表「1の㉗」	別表六の二(二十四)付表「2の㉗」
	当期分	㉘	別表六の二(二十二)「31」	
震災特例法第25条の３第１項、第25条の３の２第１項又は第25条の３の３第１項	当期分	㉙	別表六の二(二十三)「17」	
合計				(5)

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）